

## 第17回（仮称）大口町町民参加条例策定会議 会議録要旨

日 時：平成21年5月20日（水）午後1時30分～3時30分

場 所：大口町役場 2階 会議室

### ■開会

#### 〔委員長あいさつ〕

今日をもって最後となりますが、事務局でパブリックコメントや、皆さんからいろいろといただいたご意見をまとめた修正案があるものですから、後で説明をしていただきます。一番大きいところは条例の名前を変えるというところ。考えてみますと、最初は「住民参加条例」ということで始まったと思うんですが、その後「参加と協働のまちづくり条例」というようになって、ずっとやってきましたけれど、前回のご意見でありましたが、参加と協働というのか、自治基本条例というのか、そこら辺りがすっきりしないという話がありました。この際、自治基本条例あるいは、まちづくり基本条例という方が、今回の条例に合うのではということです。後ほどまたご審議をいただきたいと思います。本当にこの間、事務局も大変な作業でした。今日、対照表のような形で資料を出してくれていますが、意見集約の結果と合わせて今日の議題は二つ。最後に議会との懇談会の話になると思います。よろしくお願い致します。

#### 〔町長あいさつ〕

皆さんこんにちは。平成16年、市町村合併でこの界わいで大変な議論をしてきたところです。私どもも新しい市の方針ができるということで、合併に対しては反対ではない、けれど、まちづくりに対して議論すべきという姿勢で臨み、最終的には時期尚早ということで合併議論から脱退したわけであります。本日まちづくり条例に対してご議論いただき、参加と協働のまちづくり条例あるいはまちづくり基本条例として考えていただきました。改めて本当によくやってもらえたなど、そんな感想で、感慨深いものがあります。我々はこれまでも広域合併に対してどう考えていくか、まちづくりに対してどう考えていくかということをこの10年取り組んできたように思います。「合併すると、社会福祉協議会もなくなるよな」あるいは「行政が仕立てているような保健センターもなくなるんだろうな」「福祉の有り様が変わっていくんだろうな」「今後対応できるようなものを兼ね備えて考えていく必要があるだろうな」「まちづくりに対して、住民が主役になって組み立てていく、こんなことが必要だろうな」。こんな思いから総合計画も大変な議論をしながら成立をしたわけであります。本当に策定委員会の皆様にはご苦勞をかけたなと思っております。今回このまちづくり条例に対して、この委員会で大変なご議論をいただいた。まる2年間かけて、この条例をつくりあげていただいた。この意義は大変大きいなど、これを無駄にしないよう、住民の皆様にご理解をいただく、これからのまちづくりに対して、ぜひ参加と協働をお願いしていく礎になっていけばありがたいと思っております。委員会の皆様に改めて感謝を申し上げます。今回の委員会でも、最終の詰めをお願いできればと思っております。いろんなご議論がありますでしょうが、しかしながら、スタートをさせることも大変必要なことだと思っています。ぜひ、より良い形でスタートが切れますよう、今日一日激論をお願いしたいと思っています。よろしくお願いを申し上げます。

〔議 題 〕

(1)「意見公募手続」の結果について

(2) 条例案の修正及び最終調整について

委員長

それでは、お手元にある議題の順番に沿って進めたいと思います。意見公募手続の結果報告とそれをどういうふうに考えていくかについて、事務局から説明をお願いしたいと思います。

主任

※議題の(1)、(2)の両方について、資料「条例案に対する意見等の募集結果」、資料「条例案の修正前後の対照表」に基づき説明。

委員長

パブリックコメントでいただいた意見を「整理してこうした」ということと、その意見を受けて「条例案をこう修正した」ということを重ね合わせて説明されたということですね。大きいところは、条例の名前を変えたこと、それから地域自治組織のところ。まず条例の名称のところでご意見をいただけますでしょうか。

職務代理者

よろしいんじゃないでしょうか。参加と協働と言いなれすぎましたので、委員の前回の意見もこれに近いかなという印象ですがどうですか。

委員

いいんじゃないかと思うんですが。名称としては良いと思うんですけど、しかし、この条例の性格付けを問われた場合にどう答えるかというところでいうと、一般的に自治基本条例に相当するものと言い切るものなのか、似てはいるけれどちょっと違うものなのか、その辺はどうなのかと思ったんですが。

部長

前文の最後に「まちづくりの基本規範としてこれを定める」という文言が入ってしまして、そういった点からいけば、「大口町は、参加と協働のもとにまちづくりをしていくんだ」と。参加と協働を基本においてまちづくりをしていくところを宣言して、それをまちづくりの基本とするということで、そういった理念とか、それに必要な制度を定めた基本的な条例だということです。自治基本条例というわけではありませんが、まちづくり基本条例としては問題ないのではないかと思います。むしろ前文との兼ね合いでいけば、まちづくり基本条例とした方が、内容をその名称で表すには適当ではないかと思います。

委員

別に僕個人としては、いわゆる自治基本条例にこだわるものではないんですね。なので、今の説明であれば、参加と協働を基本にした大口町のまちづくりの在り方を定める条例ということ。世間で言われる自治基本条例とイコールではないということですね。そういうものということでこの場で合意があって説明ができるのであれば、問題ないと思います。

部長

一般的なまちづくり基本条例なり自治基本条例でいう、こういう方向で、こういう手法でまちをつくっていくんだということを示してはいます。それが細かいので普通の手続き条例ではないかという意見も出たりしましたが。

職務代理者

サブタイトルの考え方もあると思いましたけれども、今部長が説明されたように住民が地方自治の主権者であることを明らかにし、まちづくりの基本条例としてということと、条例の目的の参加と協働のまちづくりの基本理念というところで、もう抽象的な題目を幾つもつける必要はないんじゃないでしょうか。

委員

委員がおっしゃられたとおりだと思います。

委員長

他の皆さんはいかがですか。

委員

良いと思います。策定会議の1回目か2回目で議論した「参加ってなに？」という話をしましたね。だから逆に参加とか協働という言葉が無い方が、「まちづくり」だけの方が子どもでも分かるかなと。参加とか協働とか人によってとり方が違ってしまいうんですが、新しい案の方が分かりやすいですね。

職務代理者

参画と参加のまちづくりという言葉が最初はひっかかったんですが、それは過去そういうことでやってきたんですね。そういうことなので、かえって分かりやすい説明になったと思います。

委員

参加と協働のまちづくり条例とは言いにくかったんですけどシンプルになって良いと思います。

委員長

それでは、名称についてはそういうことにしましょう。

もう一つ大きなところで「第4章 地域自治組織」の意見をいただきたいと思います。

職務代理者

前回、委員から、「とっつきにくい」「分かりやすい」と、そういう話がありましたけれど、委員からも、視聴者側からの意見を言っておかないと。

委員

私も協働という言葉がものすごく抽象的な言葉で。「まかせてネット」の会議でも、この大口町での協働ってどういう意味かという辺りで話がどんどん違う方向に行ってしまったんですが。なので、条例の名前は基本条例という方がすっきりする感じがします。ここで指している協働というの

が、どういう協働を指して条例にしたいんだろーということが曖昧になってしまうので。

委員長

それから、地域自治組織について4章にまとめるという辺りで。これはなかなか難しく、宿題としてどう残すかということもありますが。

委員

これは非常に大賛成です。今度の文章の方が。どういうことをやっていくのか、何も今の区域が完全でないことを今度のはきちんと書いてありますね。

委員長

世の中のすう勢としては、地方分権のその先に地域内分権が必ずついてくるという、まさにこういう自治という形は、市町村の中の分権という話になるので。この辺りは本当にまちづくり基本条例としては避けて通れないというところだし、この大口町でもこの辺りをもう少し具体的にしていくなかという議論と、実践というその辺が問われるのではないかと思います。

職務代理者

前回、学校区というような話がありましたが、大口町の地勢上、南北に細長いわけですから、学校区というのはまさしく五条川の上流と中流と下流と言っただけじゃないかもしれませんが、3つに別れているんですね。だから、その辺りでそういう歴史があるのならば、3校区ぐらいに集まった協議会というのが考えられるかなと思っていましたけれど。

委員

「地域のまとまりの中で新たに設定することができます」という、ここの文言が良いですね。

委員長

アメリカでおもしろいのは、行政の区画というのがやることによって違うんですね。学校はこういうまとまり、防災はこういうまとまりとか括り方が違ったりするんです。州によったりもしますけれど。大口町は大口町という大きい区域の中で、取り組む問題に関しては、全体で取り組むところもあるでしょうし、小さく、それこそ地勢上の区域でやらなければならないこともあるし、やっぱりこういう自治組織で、地理的にある程度限定された空間というのはかなり大事な括り方だと思うんです。例えば子育ての若いお母さんたちとか、その周辺にいるおばあちゃんとかおじいちゃんとか、何かそのような方たちを巻き込みながらやるという話なんだけれど、ある特定の空間で考え解決していかないと、逆になくなってしまうと思うんですね。そういう時にこの自治区というのは、場合によってはもう少し柔軟に編成されて運営されていくという、何かそういう事ができると良いかなと思います。

職務代理者

コミュニティを育てていくという意味と、まちづくりで協働するという話なんですけれど。アメリカの話が出てくると、自分たちでコミュニティをどう守るかというところから陪審員制度ができたという話がこの間テレビの解説でありましたけれど、「コミュニティをしっかりとっていく」というのと、今の「みんなが協働してまちづくりをするんだよ」という話と、本当に一致するかということはあると思うんですけれど。隣近所のコミュニティを強化するというか、コミュニティをしっかりと

と育てていこうという話と、まちづくりと一口で言っても。

委員長

両方あると思うんです。コミュニティ、ある空間、土地に根差したまとまりというのと、全く違う活動という領域で括られるものと両方あって、両方が重なり合うのかなと思いますけれど。

職務代理者

いろいろなものが離れていても一緒にできるような話をあまり強調しすぎると。サークル活動なら良いんですけど、まちづくり、コミュニティを育てていくというと、ほどほどにしておかないと。一方でそればかりかなということで、コミュニティをどう育てるかというところで関係があるような気がするんですけどね。特に変えろとか、そういうことではありません。余り自由自在にしておくのも、サークル活動的コミュニティと、地域立脚型のコミュニティと。

委員長

必ず両方出てくると思うんです。ある所に住むということを考えると。

委員

第2項は、本当に良い文章だと思いますよ。委員がおっしゃったことも含まれていると思います。

委員長

ではそういうことで、この4章を別建てにして、今後も具体的に研究会ではないかもしれませんが、もう少し議論を重ねていくということで良いですか。

委員

確認をしたいんですが、「地域自治組織を検討する」って文言がありますね。今は、そういう場所がないわけですか。「今後設置する」ではなくて、「設置を検討する」ということですか。

部長

本則の中に11条の3項に入っているんですけど、これは例規審査会で議論がされると思いますが、場合によると、附則の中に位置づけられる可能性もありますので、その辺はまたご了解をいただきたいと思います。

委員

後、今この地域自治組織に関する庁内の何かしらの条例というか、それより下位の何か取り決めはあるんですか。

部長

規則で、区長設置規則はあります。区長という職を設置して町長が委嘱するという、そういう決めはありますけれど。

委員長

今の行政区に関してのですか。

部長

行政区を包括的に何かするというものはないです。

委員

今回の新たな第4章が、今何かしらあるルールに抵触するということはないと考えれば良いですか。

部長

はい。それはないです。ここで初めてこれからの指針が出たということです。

委員長

後、住民投票制度というところで、これは、今回あえて踏み込んで条例に位置づけるということですね。それは、部長から説明はありますか。

部長

この住民投票制度をどうするかという話で、これほど細かくする必要はなく、もっと簡単にして規則に定める、あるいはもっと簡単にして別の条例で定めるというような意見もあったんですけど。住民参加の制度としては究極的な制度なので、ここに入りたいということと、これまで議論していただいた中に、当時の町民参加条例というものを理念だけではなくて、実行を担保するような制度を一緒に入れていくというようなことになったと思うんです。そうであれば投票制度を入れていくということ。それと前回、委員からお話があったように、理念だけではなくて住民が使える制度を中に入れていくことによって、より住民に身近な条例になっていくだろうという考え方で、この条例の中に入れさせていただきました。少し長いのは、制度の核心部分については、町長の専断的な事項に任せるのではなくて、団体の意思で決まる条例の中で固めていく方が透明性があると思います、このようにまとめさせていただきました。

委員長

そういうことで、住民投票制度が入っているということですね。これについて議会の方は。

部長

特にご意見は出なかったんですけども。他の市町の条例を見ていると書いてはあるんですが、「町長に提案権がある」「議会に提案権がある」それから「町民には請求権がある」と、これは自治法にある話なので。これを焼き写しているということです。

委員長

もう少し具体的にここに入れたらということですね。

部長

やるとすれば常設型なのかなと思っています。

委員長

町民にも分かりやすくするために入れたと、そういうことですね。

職務代理者

これについては、別途定めることとして簡単にすることはできると思っていました。やっぱり、住民主権ということにも関連し、二代表制というものに対する歯止めとして、どっちが暴走するとは言いませんけれど、住民主権ということでこういうものを請求するだけではなくて、やれるんだぞという、当然長たらしくはなるけれども、基本としてはあるべきではないかと最近思うようになったんですけど。先送りするよりその方が歯止めの力は強いのではないかと思います。

委員

議会の皆さんが、これを理由に否決されるのは困るなど。この前の懇談会ではそのような意見は出なかったということですが、であれば、今おっしゃられたように一度に住民投票制度がつくれるわけですから良いと思います。

職務代理者

二代表制ということもそれぞれ認識があったわけですから、ここでこれがあると、少なくともおかしい暴走は避けられる歯止め効果になるんじゃないかと。最近は新聞記事でも、首長の暴走とか、いろいろと考えられない話が出てきていますから。双方の歯止めというのは必要で、その歯止めは何なのかというと、住民の認識ですよ。

委員

絶対的なものではないですよ。この住民投票制度は。過半数をとっても、尊重をしなければならぬということで、それを実際には無視して、いろいろとやられている所も現にありますから。「尊重しなければ」というのは理念ですから。

町長

今回は住民主権というところに力点を置いて作成をしてきたんですね。そういう中で、住民が団結したら暴走するんじゃないかという心配もあるんです。極端なことを言うと。そういうことのために、提案に対しての基準づくりをしておくといいんじゃないのかと。総合計画に既に5つの尺度というのを挙げてあるんですね。そういうものがこの中に含まれるとありがたいと。賛成多数であれば、町が金出すんだ、何をやるんだと、そういうことではなくて。継続性があるかとか、公平性があるかとか、そういう尺度を持って提案をしてもらう必要があるのではないかと。憲法のようなものということではありますが、その部分について相談をしてみたいと思っています。

部長

今、町長が言われたのは、総合計画に携わった人はご存知かと思いますが、5つの尺度ということで、共生、発展、公平、協働、安全という5つの尺度があるんですけど、そういった観点から提案を。まちづくり提案会議の提案については、こういった観点から判断していただくということです。5つの尺度は、参加と協働というまちづくりの中では、基準として必要なものであるかと思うんですけど。

職務代理者

あらゆる面から暴走は防ぎたいですね。

委員長

これだけ規定されていれば、チェックは効くような気がしますけれど。

部長

参加と協働の制度について、この間、細かいところをかなり無くして一つひとつの制度を簡単にしてきた経緯がありますので、そういった部分を規則の中で位置づけて判断していきたいということなんですが。

職務代理者

暴走を防ぐために考えるか考えないかということ。今、町長は住民の暴走のことを言われましたけれど、いろんな意味での暴走を防いでおきたいということを必要だと思うのか、思わないのか。

部長

それは必要だとは思うんですけど。

委員長

住民が暴走するということを、そこまで考える必要があるんでしょうか。

職務代理者

役場が暴走するということもありえます。

町長

まさかというようなことも起こるからまずいなど。逆に言うと、尺度をなくすと、何が起こるか分からない、そういう恐さがあるんです。

委員

私の中で暴走というのは、権力を持った側の方が暴走しやすいと思うんですけど。暴走とは、むしろ権力を持った方が起こしやすい。

職務代理者

もちろんそうですけど。住民にもいろいろあるわけです。例えば、農地を宅地化するという話。そういう話になるとかなり圧力団体で。

委員

それは聞きますね。

職務代理者

総合計画をやっていたときにもこの町の土地利用の色分けを変えてくれという方が一人いました。議長さんが裁きましたけれど。そういうことじゃないかと今お話を聞いていて想像するんです。

町長

今でもいろんなものがありますね。言えきりがありませんけれども。

職務代理者



住民といってもいろんな住民がいますから。

#### 委員長

本来の条例は、二元代表制の一つのチェックとして住民の方からものが言える、あるいは住民が主権者なんだから、主権者としてまちづくりを住民主体でやっていきたいと思います、ということであって。だから、暴走ということを考えると、主権者としての資格があるかどうかという話になってしまいますよね。そこまで性悪説で行くのか、あるいは既にある二元代表制のもう一つの本来の主権者というのを入れて、お互いチェックし合うと。そういうことだと考えれば、それほど暴走ということは考えなくても良いんじゃないかと思いますがどうでしょう。ご意見をいただきたいと思います。

#### 委員

余り考えがまとまっているわけではないんですけど、皆さんの議論を聞いていて思うんですが、そもそも住民投票というものをどういう性格のものとして、この条例の中に位置づけるのかということは、改めて考えてみても良いかなと思うんです。もちろん最終的な住民総意の意思を投票という形で、単純に言えば多数決という形で表明する制度ではあるんだけど、おそらく大事なことは、そこに至るまでの議論と対話のプロセスが、どういうふうに設けられうるかということが、よりこの条例にとっては本質的だと思うんです。今の条例の中でも、まちづくり提案会議や、政策検討会議等々の機会が保証されていますし、もっと言うと、行政との意見交換というよりも、住民同士の対話をどういうふうに設けるかということの方がより大事だと思うんです。それがあった上で最終的な意思表示の制度として住民投票制度というのが位置づけられているという言い方ができると、ある程度はバランスがよいかなという気がしますし、それがあった上で、でもやっぱり委員がおっしゃられるように、いろんなエゴが噴出する場面も考えられうるので、一定の歯止めを明文化するということのも一つの方法だと思うんですが。より大事なものは、途中の住民同士の対話のプロセスをどういうふうに設けるのかということについて、文章を加えるかは別としても、ちょっと議論をした方がよいような気はします。

#### 委員長

前から言っているんだけど、条例そのものをつくるのは、それは一つの目的、趣旨ではあるけれど、それを今後どういうふうに運用してまちづくりをするのかという、そのこの話のところなので。大口町としての住民投票というのは一つの手段だけれども、むしろチェック機能として住民投票というのを持っていて、それは尊重されるという形になっていて、そこで全て決してしまうという話にはなっていないわけです。そういう話をオープンにして、みんなで話をしましょうというような形の運用を考えれば良いんじゃないかと思います。そういうことができるような地域であることが、そもそもこの条例の前提ではないか、そういう感じがするんですね。だから、あまり性悪説で何でもかんでもということになると、がんじがらめの条例になってしまって分かりにくいというか、堅苦しい条例になってしまうので、これで良いまちをつくりましょうという、こういう条例であるべきだと思うので、だから、もしこの条例があればとしたら、町民の皆さんに「こういうことで、こういうまちづくりをしましょう」という、もう一度総合計画のような話をみんなでできるようなオープンな場をたくさんつくるとい、そういうことでないかと思うんです。だから、条例をつくっておしまいではなく、その先の話。一方で、そういう期待をしたいんですね。どうですか、そうした危惧はありますか。

町長

いや、危惧はしていませんけれど、一行盛り込むだけでかなり違ってくるんだろーなと。やはり、提案する時、どういうことを提案していくのかという悩みとか。経営してきていると、これが広がっていくかどうかとか、そういうことが商品開発の一つのチェックですね。これはおいしいからということだけでは商品はなかなかつくれないので。付加価値がどういうふうにあるのかということを考えて提案する必要があると思います。「まちを良くしていくために一体どういうものがあるんだろー」こういうことを想定してもら。そういう中で提案をしてもらうことが必要であると。「反対だから、こういうことを提案しよう」というだけではいけないという気がするの。「まちがどうしたら良くなっていくんだろー」と、少し示しておく必要があるのだからと、その基準がこうだという。総合計画には、尺度という形でそういうものを載せているんですけど、それを加えていただけるとありがたいなと。

職務代理者

第18条に「現在又は将来の住民主権の地方自治又は住民の福祉に重大な影響を及ぼし又は及ぼす恐れのあるものとします」と、そして、「ただし…」とありますが、そこに表されていませんかということをお願いいたします。

部長

尺度を住民投票にという話があるんですけど、私は住民投票のイメージは、例えば、町の執行機関と議会が進めていこうとした時に、「これについては私たちの意見を聞いてください」ということで、投票してくださいという請求を出して、それが成立すれば住民投票を○×で意思表示をしてそれを尊重していくという考え方なので、そこに住民のエゴというのがこの制度の中では入りにくいのではないかなと思うんです。だから住民投票で50%の投票率を越えて、その中の過半数が言ったのがエゴとは言わないと思うんですね。問題があるとすれば、まちづくり提案会議かなと思っています。判断基準を入れるとすればここかと。ただ、先ほど言ったように、ここの制度については簡略化してきた経緯があるので、その判断基準についても規則の方で位置づけができたらとお答えをしたつもりです。

委員

具体的に想定されるのは、分かりやすい例でいえばどういうことですか。

部長

考えられるのは、地区懇でも出ていましたけれど、例えば、ある団体が「こうしてほしい」ということを出してくると。そういう時に、判断していく基準としてあると良いとは思いますが。ただ、それは難しいことです、たぶん。執行機関とそういうところとのせめぎ合いというかバランスが難しいところがあると思うんですけど。

町長

規則で取り扱うということで意思統一できるのであればそれでかまいませんけれど、提案する際に付加価値の高い、まちづくりに役立つものを提案しようとする一つの基準になってくるんじゃないかと。性悪説だけではなく、より良い提案が出てくるのではないかと、そういった目標にもなるんじゃないかなと思って、少し検討していただければと思ったものであります。

委員

まちづくり提案会議と政策検討会議というのは、町民から出てきたら提案会議を開きます。それから行政の方から何かをしようとしたら、政策検討会議を開きます。それで結論はどうするというのは、どうなのでしょう。結論は行政が決めるということに結局なるんですか。

部長

最終的にはそういうことになります。ただ結論を出す過程で。

委員

住民の意見は聞いていますということですよ。

部長

まちづくり提案会議なんかは、結論を出していく過程で一緒に、実はこういう問題があるよということを提案してきた人に示していくことになります。

委員

行政が一方的に決めるのではなく、節々で意見を聞きますという道具ですよ。住民投票制度というのは投票が成立して過半数をもって決するわけですよ。結果を。その結果はイエスノーで二者択一でやるやらないの賛否をとってやらないというのが過半数ならばやれないんですか。

部長

尊重するということです。

委員

尊重して、別にそれが決定ではないということですか。

部長

出た結論を尊重するという文言ですけど、かなり重たい話で。

委員

裏工作ですごい圧力で過半数がノーと言ったらやれなくなるという部分はあるんですか。性悪説をとってしまえば、組織を使って悪いことをしようと思えば、イエスノーが偏ってしまう結果にもなるよと、行政がそれを絶対に尊重しなきゃいけないということになると、ひょっとして正しい方向へ行かない危惧もされるということですね。

委員

町長が心配されているのは、提案段階です。住民投票ではなく。地域エゴとか、例えば、ある地区で迷惑施設とかをどうしてもそこにつくりたいと。町の執行機関側として。そうした場合に当然その地区の方は反対が起こると思うんです。そういう時が、具体的な例なんでしょう。それを町長がおっしゃるように、発展的なものということで解釈して皆さんが冷静な判断をしていただければ良いけれど、それよりも感情的な問題になってそういう運動に走ると、この条例が逆効果になるということも考えられるから、その歯止めを何らかの形で少しでも良いからやっておいた方が良いんじゃないかということだと理解しています。

部長

この間、5月5日に、昇先生と話をした時には、住民の声とか民意というのは広がりや深さが無いと、ということを言われました。それはやっぱり執行機関とか、そういうところがどうしてもリーダーシップをとってやっていくことが必要ではないかというようなことを言っておられたんですけれど。何でも民意だからと言って聞いていたら大変なことになってしまうので。それは交通整理がいるということです。そういうものの一つとしているのかなとは思っています。私としては規則の方に位置づけが何らかの形でできたらと思っています。

職務代理者

今朝も総合計画を見たんですが、安全、協働、共生、公平、発展。まちづくりをするということは、そういうことですかね。全部は網羅されてはいないけれども。

町長

住民の主権ということはきちんとできていますよね。それから参加と協働は方針としてきちんと書かれています。問題ない条例だと思いますけれど。

委員

数でまとまると無視できない。そういう場合、どう考えても建設的な提案ではなくても、数がまれば対応せざるを得ないと。そこは先ほどおっしゃるようにはいえないですね。それが問題です。

職務代理者

そういうことで、ある程度の対応できる方法、ものさしを持つ。

委員

そういう尺度で提案していただくとそういうことが起こり得ない。

職務代理者

それが欠けているときは、それを指摘してあげるということです。公平に欠けていますと。

委員

規則にうまく表現できませんか。

部長

そのつもりで一度検討をしたいと思いますので。

委員

私は余りそれをこの中に入れない方が良く。この中には。

職務代理者

私は、3行目の「重大な影響を及ぼす…」というところへ。

委員長

部長が言ったように、運用のところ、規則か何かのところで盛り込んで。精神は前文のところに入っているんですね。思いやりの精神で、みんなでまちをつくりましょうというような。それに、住民主権というのは、そういう自治の主権者というのは、エゴというのではなくて、お互いの平等と共生を踏まえて立つと、そういうことなんだから、僕はこれで良いと思うし、そうでないならばおかしいという人が必ず現れないといけない、そういう町であってほしいと思いますけれど。だから、それをここに入れ込むのが良いのかどうかというのは。どうでしょうか。

委員

そう思います。

委員長

入れるなら、前文のところで、総合計画の精神に則りとか。

委員

規則の中に表現されるということであれば、それで良いんじゃないかと思いますけれど。

職務代理者

危機感の共有というのは、この会議の中でもなかなか難しかったですから。委員長判断に任せましょう。

委員長

特に意見が無ければ、私は運用のところ、規則とか、住民に説明をする時に、そういうことのないように、総合計画の中に示された尺度でということが基本にありますということを忘れずに説明していただく、念を押していただくとか。そういうことでないかと思います。ここで入れ込むのは、今の段階で良いのかどうかという。特にご意見がなければその程度でおさめたいと思いますが。

委員

私はこれがついていることによって親しみやすいと思っているんですが、最初にここに参加して、これを見せていただいた時に、私はこういうことを決めてしまっただけで良いんですかと言ったことがある気がするんです。それはやっぱり住民投票のことで、何に使われる人がいるのかなと。例えば私たちのような主婦ですと、説明が上手な人の方に流されてしまうとか。だから、これは決定ではなくて尊重だから良いかとは思いますが、すごく重い、決定に近いようなものになってくると思うので。裁判だったら最高裁のような形で、委員が言われたように、何かを踏まえて最後に住民投票というような形で、きちんと地区懇談会とか何かをやった上で。こういうことを踏まえた上での方を何かした方が良いのではないかなと思うんですね。悪い方に使う方はまず、まちづくりを一生懸命にされる方の中にはいないと思いますが。役場の人はやりづらくならないかと、本当に何も知らない時に思ったのが、その条例でしたので、ここに表す必要はないかもしれませんが、やるに当たって規則の方では順番を捉えた方が良くないかと思いました。

委員

皆さんのお話を聞いて同感なんですけれど。そういう意味では規則の方に何をどの程度書き込めるものかという気がするんですね。条例の表現だけで言うと、10分の1の連署があれば、内容が

適切であれば住民投票が実施されるということなんですけれど、おっしゃったように投票に至るまでの議論の過程だとかプロセスについて、事細かに書かないまでも十分な情報公開と、プロセスを確保するというような一文が入るのかどうかとか、その辺は規則で何をどの辺まで表現できるのかなということを思いました。

#### 委員

今の例で一番分かりやすいのは、例えば、また合併の論議が出たときに、いろんな地区なりコミュニティで住民の皆さんの意見を吸い上げられる、それで最後にそういうことが一番住民投票になじむ案件だと思うんですね。合併するかしないか。そういうことで、当然プロセスとしては、ずっと積み上げられてやられると思うんです。当たり前のことですよ。だから、それはプロセスが大事で、どういう文言にするかは事務局にお任せして。

#### 部長

地方自治法の下に施行規則というのがあって、それと比べてみても住民投票でみれば、まずやりたいという届け出をするんですね。こういうことについて、署名を集めますという。それで、そこから一か月で集めるとか、そういうことが規則に書かれているんですけど。そういうものをこの住民投票制度にも決めていくと。あと、細かな話ですと、投票の問題とか、期日前投票とか、そういうものが出てくると思います。そういうものを規則で定めていくことになると思います。そういう中で例えば、重大な影響を及ぼすというところで、「具体的な判断基準としてはこういうものがありますよ」「こういうもので判断してくださいよ」というものを挙げることはできるかなということは、まちづくり提案会議についても、町全体のという書き方がしてあるんですけど、参加と協働の約束に基づく制度という趣旨から言って、「こういう判断基準で提案はしてください」ということを規則の中で書けると思います。

#### 町長

私の今までの10年の任期は、合併論議あるいは道州制、地方分権。そういう中で取り組んだことは、「地方分権に対応するためにどうしたら良いか」「道州制をどう考えるのか」「合併についてどういうことを考えるのか」、こういうことを考えてきたんですね。やはり住民主役の地域づくり。住民がまとまっていけないといけないうきに、住民投票制度も賛否を決めるということだけではなく、住民が一丸となって賛成だ反対だと叩き合わない、住民が一つの結果に対してどういうしやすい状況をつくるかということで住民投票制度はあると思うんです。やはり住民の総意がどこへいくかということが一番大切であるし、これから道州制になっていきますと、今、国は10万都市を基準に考えていますので、標準の10万都市に対してどうかと。10万になってくると1000ぐらいの自治体になってくる。今1700ぐらいまでになってきていますので、後わずかでこれから国の目指す1000個の自治体でしていくんだらうと。そうした時に我々地方自治体がどうなってくるのか。そうなってくると自治の基本は。この辺で10万の市であると江南市です。江南市を基準にしていくのかな、こういうことも考えられるんですが。もう一つ。30万、中核都市を基準に自治をやっていこうと、こういうことになってくると、この辺では春日井市です。春日井市を中心に遠隔都市として考えられていく。そうすると合併するか、主要なところは春日井市に決めてもらって、我々はその基準で生活圏を工夫していくという形になっていくのか、こんなことを思うんです。そうすると我々はこうした条例をつくり自治に対する考え方をつくることによって、積極的に合併にも賛成することができていく。前回の合併の時には時期尚早となったんですが、こういうまちづくり条例がきちんとできあがっているのであれば合併も恐れることはなく、こういう自治にしてく

ださいということで、合併に対してもできていく。それが総合計画の終了する2015年なんですね。道州制の導入も2015年から2018年に完成するということを国が方針として出していますので、それまでにはそういう形になっていくんだろうなと。それから税の在り方についても、こういう税の在り方がどこまで続くかというのは疑問なところでもありますし、地域については偏在性のない税源をと、法人税は国税になっていく可能性があるんですね。そうすると豊かな大口町がどこまで続くかというのは大変疑問に思うところでもありますし、こういう時代は長くは続かないと思っています。そういう時に住民が発揚して、この町を元気にしていくということはやはり重要なことだと思っています。今回つくってもらいました条例はその基礎になると思っていますし、その意味で住民投票というのは、住民が一丸となって問題に対処していく手法としては素晴らしい手法だと思っています。この条例がこれからのまちづくりの中心になっていけるようにしたいと思いますし、そういう意味でいっそうこの条例を普及させていきたいとそう思っています。性善説、性悪説ということではなしに、できる限り広い意味で町民が一丸となっていける問題意識を遠くに持っていけないで。今までですと団体自治というのは議員代表制でやってきた。住民自治というのは投票にしかなかった。それがこういう形で自治に対して参加ができる。これは革命的な出来事だと思っていますし、そういったことではこれで十分なものをつくってもらったと思っています。今回いろいろと紆余曲折はありましたけれども素晴らしい条例になってきたと、こう思っています。そういうことで、これが通るように努力をしたいと、命がけで頑張っていくつもりであります。

#### 委員長

今、地方分権で基礎自治体がどうなるかが大きな問題だと思うんですが、政府が言っている地方分権は、国が分権してやるよと言っている話であって、本来は地方主権でもう一回組み立てる、住民、国民が、主権組織をつくって積み上げていくという方向が、そもそもの道州制の根本にあるべきだと思っています。それから地方分権の法律はかなり改正されましたが、税制についてはさっぱり変わってなくて、それで国税だけはどんどん増やしていくような。なのに、今回のような大盤振る舞いみたいなことを何の理念もなくやられるのは腹が立つんですけど。そういうことで、つまり一つひとつの自治体が住民主体のまちづくりをつくっていくということも求められていくのではないかと。今回、最初は住民参加条例をつくるということで参加させていただいて、参加ではなく住民主体のまちづくり条例にしよう、まちの憲法のような条例をとということできたんですけど、これで100点満点ではなく、そもそもこういう条例というのは、100点の条例というのはありえないと思うんです。みんなと共有し、うまく使ってまちづくりをしていって、ちょっと間に合わなくなれば直す、あるいはそれを補うような規則をつくったり条例をつくったりというようなことで。そういうこと自体が、住民主体のまちづくりだと思うので、取りあえず80点ぐらいというのをつくって運用して、まずいところがあったらそれをまた皆さんと考えながら運用して一緒にやっていくと。ですから条例そのものをつくるのではなく、今やっていることがまちづくりの一環だと思っています。だから、そういう意味でも条例ができたから、はいそれでおしまいというものではなくて、それを使ってさらにまちづくりをしましょう。それから国全体の地方分権が今後どうなるかは分かりませんが、その中で大口町が独自性を持ってきちんと実現していく、そのためにも大事な条例だと思っています。性善説、性悪説という話がありましたけれども余り心配しすぎるとこっちもさっちもいかなくなるので、取りあえずこのぐらいの所で皆さんがよろしいと言ってくだされれば、一度これでやってみる。NP0 活動は、大口町は本当に地についているので、たぶん大丈夫。オープンな場をつくって、町民の皆さんに参加をしていただくと、情報もその都度公開して「これで良いですか」と問いかけをしながら一步一步進めていく。そういうことになるのではないかと思いますので、今日、最後ということでかなり難しいご注文がありましたけれども、皆さんがこれで良いと

言っていただければ、これを持って大口町のまちづくりの基本条例ということでやってみませんか。どうでしょう。

住民投票制度については部長から話がありましたけれど、別に条例をつくるのではなくて、皆さんのチェック機能を働かせてうまく運用してくださいということで。そういうことでいきたいと思っています。

〔議 題 〕

(3) 町議会議員との懇談会について

部長

※懇談会の日時、場所、内容等について説明。

(その後、懇談会の形態や、上程後の策定会議等、意見交換)

委員長

それでは、本日はどうもありがとうございました。

■閉会